

加藤 博著

『私的土地所有権とエジプト社会』

創文社 1993年 xxxiii+668+35ページ

なが さわ さい じ
長 沢 栄 治

I

本書は、19世紀エジプトにおける伝統的イスラム土地法体系から近代的土地法体系への移行を跡づけ、私的土地所有権の確立が当時の農村社会に与えた影響を論じた研究である。そして、筆者は、この私的土地所有権の確立という社会経済史の古典的な研究テーマの探究を通じて、「非ヨーロッパ世界があまり経験した法の近代化による国家と社会の変容を、エジプトを題材に追求し、われわれが生きる『近代』の意味を問いなおさんと」試みた（「はしがき」iページ）のであった。

本書の構成は、以下のとおりである。

はしがき

史料解題〔法令・文書〕

第一部 近代エジプト土地制度史

I 近代エジプト土地制度小史

II ムハンマド・アリー統治下におけるエジプト村落社会——「農業法」の分析から——

III 一九世紀中葉におけるエジプト灌漑行政

第二部 エジプトにおける「私的土地所有権」の確立

IV 一九世紀エジプトにおける土地制度史研究——学界事情と史料紹介——

V エジプトにおける私的土地所有権の確立

第三部 近代エジプトにおけるさまざまな土地範疇

VI 一九世紀中葉エジプトにおける『土地税』

VII 一九世紀中葉エジプトにおけるさまざまな土地範疇——リズカ地について——

VIII 一九世紀中葉エジプトにおけるさまざまな

土地範疇——都市不動産について——

第四部 「私的土地所有権」の確立とエジプト社会

IX 近代エジプト農村社会研究のためのノート

X 「徴兵免除」嘆願文書にみる一九世紀中葉エジプトの農村社会

XI 一八六三年公布の二勅令にみる一九世紀中葉エジプト農民の土地喪失過程

XII カフル・シュブラフール村の村方騒動——一九世紀エジプトにおける私的土地所有権の確立とイズバ農民——

付録 主要法令翻訳

あとがき

本書は、研究対象領域と手法の双方において、明確に区別される2つの部分から構成される。それは、博士論文「エジプトにおける私的土地所有権の確立」を中核とする法令研究（第一・二部）と、そこで仮説的に復元された農村社会像を未公開文書史料から検証しようとした事例研究（第三・四部）の2つの部分である。われわれは、著者がたどった研究の軌跡を、このような土地制度史研究から農村社会研究へと展開する本書の重層的な構成のなかに読みとることができる。と同時に、こうした研究領域の変化に対応して、彼が採用した手法も、次のような明確な対照を見せる。すなわち、前半の法制史研究の部分では、個々の規定の解釈に沈潜するのではなく、「数量経済史家が数字を処理するごとく」特定テーマの法規群を時系列順に並べて、その流れのなかに一定の傾向を読みとる（399～402ページ）という、禁欲的な手法がとられたのに対し、後半では判読難解なアラビア語・トルコ語の手書きの行政文書を渉猟し、「できるだけ自由に史料それ自体に語らせるという事例研究の手法」（xxページ）が用いられたのである。

本書の主内容は、これら2つの部分に収録された上記の諸論文からなるが、その前後に「史料解題」と「主要法令翻訳」の付録が配置され、周到な構成上の配慮が払われている。とくに、「史料解題」は、後学の者にとって有益な研究案内となると同時に、著者の史料探究に対する真摯な態度を窺わせる内容となっている。

さて、このような重層的な構成にもかかわらず、本書には著者の方法論的態度の表明、あるいは通説の方法論に対する批判が、全体を通して貫かれている。それは、「伝統社会と近代社会の対立を前提して、近代エジプト史を後者による前者の置き換えとみる、また、これとほとんど同義であるが、国内的要因と対外的要因とを峻別し、エジプトの近代化過程を外からの圧力でもって説明しようとする研究方法に対する批判」(204ページ)であった。本書のライトモチーフは、こうした近代化論に対する一貫した批判にある。すなわち、この近代化論批判というライトモチーフは、土地制度史から農村社会研究へと展開する本書の重層的構成のすべてを貫いている。そしてこの批判と同時に、著者は、それぞれの箇所で、近代化論を代替する方法論的態度と分析枠組を提示している。すなわち、(1)法制史研究においては、通説を論駁するための概念装置として伝統的イスラム土地法体系のモデルが導入され、(2)農村社会研究では、共同体論的アプローチの批判と方法論的個人主義の立場が表明されている。以下では、著者が行なったこれらの2つの方法論的批判の流れに沿って、本書の内容を紹介し、それに対する評者の感想を述べることにする。

II

著者によれば、従来の近代エジプト土地制度史研究においては、19世紀後半に顕在化する大土地所有制に関心が集中した結果、私的土地所有権の確立過程そのものが分析の対象とされることは少なく(114ページ)、またそれが論ぜられる場合でも「伝統的イスラム土地法体系から近代的土地法体系への移行を単線的で不可逆的な法の近代化の過程として自明視する」(iページ)議論が支配的であった。すなわち、この「単線的で不可逆的な法の近代化」は、ムハンマド・アリーが従来の徴税請負(イルティザーム)制を廃止して新しく土地国有制を導入した19世紀初頭から、2つの近代的民法典(混合裁判所民法典と国民裁判所民法典)が制定された同世紀末にいたる時期に進行し、とくにその中間点である同世

紀中葉の一連の土地立法措置が、この近代化過程の画期として位置づけられたのである。

著者は、こうした議論の立て方を、法の近代化の帰結点である近代法的な法律観、国家観に基づく事後的な歴史解釈として退ける。たとえば、19世紀中葉の土地法令は、通説が主張する近代国家を前提とした近代法的な法規群ではなく(404ページ)、むしろ本質的にイスラム国家の政策理念に基づき、伝統的イスラム土地法体系の枠内で施行されたのである。とくに、近代化の到達点から歴史を遡行して解釈するこうした方法論上の誤りは、「イスラム土地法体系と近代土地法体系との質的差異を捨象して、両土地法体系にみられる個々の規範内容を形式的に比較する」、あるいは「そもそもそのようなものがないはずの19世紀中葉エジプトに統一的規範体系の存在を前提し、一連の土地立法において導入された私的土地所有観念を近代法における土地私有観念と同一視したうえで、エジプトにおける近代的土地私有の起源を、当時存在していたさまざまな土地範疇のなかに求める」といった議論の混乱をもたらしたのである(310ページ)。

こうした従来の研究における方法論上の誤り、およびそれに基づく議論の混乱を克服するために、著者が提示するのが、伝統的イスラム土地法体系のモデルである。この伝統的土地法体系は、近代的土地法体系のように統一的規範群から構成された法体系ではなく、それぞれ独自の法領域と法秩序をもつイスラム法、世俗法、慣行という3つの法規群から構成される重層的かつ多面的な法体系であった。また、この土地法体系は、イスラム法によって統一性を維持されていたとはいえ(121ページ)、そこで実定法的な規範群を構成していたのは、国家が制定する世俗法であり、イスラム法は、こうした国家の政策理念を正当化する象徴的な役割を演じていたにすぎなかった(119~120ページ)。

また、世俗法は、実定法的な規範群を構成していたとはいえ、すべての土地範疇に対して一律に適用される統一的規範を提供するものではないという点で、近代法概念としての実定法と決定的に性格を異にしていた(143ページ)。すなわち、世俗法は、イ

スラム法を正当化の根拠としながら、一般的な原則を提示する法令として、または特定の内容をもつ君主と臣民の間の土地分与の取決め規定として制定され、その結果、多様な土地範疇が発生することになったからである。

ムハンマド・アリーがその野心的な富国強兵政策のために導入した土地国有制とは、まさにこの伝統的イスラム土地法体系に基づくものであり、ここでは一般農民の保有地（ハラージュ地）や、各種の特権と付帯義務をともなつて貴族層その他に分与、分配された特権地（アブアディーヤ地）をはじめとするさまざまな土地範疇（宗教的寄進財産の一形態であるリズカ地、村長職の職分地としてのマスムーハ地など）が見られた。そして、これら多様な土地範疇が、地目、地権、地税のすべての側面において統一化されてゆくのが、前述の土地法における近代化過程であった。

そして、この法の近代化過程、言いかえれば私的土地所有権の成立過程において、重要な意味をもったのが、それぞれの土地範疇におけるイスラム法、世俗法、慣行の三者の結びつきであった。たとえば、特権地における私的土地所有権の確立が世俗法にもっぱら依拠し、イスラム法や慣行が無視されたのに対し、一般農民保有地においては、土地国有制の原則は維持しながらも、観念的な法形式上の操作によって、それまで黙認されていた慣行を世俗法の中に組み入れ法制化してゆく過程が観察された（127～128ページ）。

さて、本書におけるもっとも重要な結論は、この後者のハラージュ地における私的土地所有権の確立とは、従来の農民の慣行の追認、法制化という法形式上の操作にすぎない、という大胆な主張にある。すなわち、ムハンマド・アリーの土地国有化政策と呼ばれたものは、伝統的なイスラム国家の財政至上主義の政策理念（「イスラム的土地国有観念」）に基づき農民の労働力の管理（「登録農民固定制度」と「納税連帯責任制度」）を目的としたものであって、農民の土地に対する権利内容を律する法令が出されることもなく、慣行に基づく農民の自由な土地の処分が黙認されていた（546ページ）。そして、この農

民の慣行を主内容とするハラージュ地保有権は「19世紀中葉の土地立法の時点で、抽象的な意味での『所有権』を与えれば、そのまま近代法概念として土地私有権となり得る法構造をもっていた」（182ページ）。それゆえに、「私的土地所有権の導入とは、誤解を恐れずにあえて述べるならば、土地保有関係を律する法体系を慣行から成文法に代える、という法形式上の措置に過ぎなかった」（191ページ）のである。

さて、著者の第二の方法論的批判は、エジプト農村社会研究における共同体論的アプローチに向けられた。彼によれば、「共同体論的アプローチとは、個人の行動選択を解釈するのに際して、それを彼が所属し、その一員である集団における規範・価値秩序のなかで、まず第一義的に説明しようとするアプローチ全体である。近代社会とは異なる規範・価値秩序をもつ、原型（プロトタイプ）としての伝統社会を想定し、社会変容過程を伝統社会から近代社会への移行として説明しようとする、二重社会論的あるいは近代化論的アプローチとでも呼ぶべき分析方法」である（406ページ）。

本書において著者が、このアプローチの批判対象としているのは、具体的にはエジプト近代社会史研究の大家ベアー（Gabriel Baer）の村落共同体論と、日本における代表的研究者である中岡三益・木村喜博両氏の家族共同体（アーイラ）論である。まず彼は、ベアーの議論を批判し、一部に土地割り変え慣行が残存し、村長老が土地分配・再分配の大きな権限をもつような自律的な地縁共同体の存在を疑問視する（156～157、451ページ）。次に、中岡・木村説の「家族を、土地保有、経営、家計の単位である家父長制的血縁共同体と定義し、家族共同土地保有慣行を血縁的家族共同体規制から説明しようとする意見に同意」しない（194～195ページ）と述べ、19世紀中葉に存在した家族共同土地保有慣行の存在について、「アーイラが必ずしも土地保有単位として意識されていたわけではなく、いわば相互扶助集団として、生計を維持する必要が生じた限りにおいて、そして、家族の最年長者がその家父長的権威を行使しうる限りにおいて、土地経営、家計の単位として機能した」（196ページ）とする。そして著者は、共

同体論的アプローチに代えて、「農民の個人主義的で契約的な行動原理に焦点を当てて、エジプト農村社会を、『世帯』あるいは『個人』を単位として分析する」(405ページ)「方法論的個人主義」を主張する。

たしかに、本書の前半の法令研究において仮説的に復元されたエジプト農村社会像には、この新しい方法論の適用による再解釈が見られるし、また後半の事例研究では、その検証が試みられている(たとえば、X章の「徴兵免除」嘆願文書研究における「世帯」の分析)。しかし、「あとがき」において、「家族共同体とか村落共同体とか『共同体』という言葉をやや安易に使っている箇所など、現在の私の問題関心からすれば、すべて削除したいぐらいである」(666ページ)と自ら認めているように、本書における彼の方法論的な試み(共同体論的アプローチの批判)は、いまだ徹底さを欠いている。そして、この批判の不徹底さは、次節で指摘するように、前述の伝統的イスラム土地法体系モデルがもつ問題点とも関係しているように思う。すなわち、これまでのエジプトの農村社会研究へのアプローチを共同体論とイスラム社会論に大別するならば^(注1)、著者が上記モデルにおいて暗黙の前提としているのは、方法論的個人主義によって立つイスラム社会論と考えられるからである。

III

伝統的イスラム土地法体系のモデルは、著者が法の近代化過程に関する通説を批判するに際して、きわめて有効な分析装置となっている。本書が、現在、エジプト近代史の読みなおしが行なわれている国際的な研究動向のなかで、たとえば、クーノー(Kenneth M. Cuno)の近著^(注2)に匹敵する傑出した成果となりえたのも、著者の労力を惜しまない地道な史料的作業に加えて、この分析モデルに負うところが大きいように思う。ただし、イスラム史の専門家ではない評者には、同モデルとそれが前提としている著者のイスラム社会論について、いくつか不明の点がある。

さて、この法体系のモデルを用いた著者の分析に

において、主要な研究対象とされるのは世俗法、すなわち法令であり、イスラム法はそれを正当化する象徴的な根拠として、また慣行は法令による非公式な黙認、あるいは法制化による公認という局面においてしか登場しない。それは、法令研究である以上、当然のことかもしれない。そして、著者は、国家の政策意図を反映したこの世俗法に焦点を当て、これを系統的に分析することを通じ、19世紀中葉以降、伝統的なイスラム国家的な財政理念から、近代的な租税国家観へと、法令を正当化するイデオロギー的根拠が転換し、国家体制が「世俗化」する過程の考察に成功している。

しかしながら、このように世俗法がその法形成の主体である国家の政策意図と比較的明瞭な関係をもつのに対し、イスラム法と慣行の場合、上述したような事情からか、これらの法規範を支える構造について、本書のなかでは積極的な説明がなされていない。たとえば、それは、イスラム法における神の意志の体系的な一貫性、慣行における農民の法意識の構造といった問題である。加えて、上記モデルにおける世俗法、イスラム法、慣行の三者の関係、とくにイスラム法と慣行との関係をどのように把えるかについても、著者のイスラム社会論の構想が問われるであろう。

まず、イスラム法について言えば、著者は、イスラム的土地国有原則がイスラム法に基づく財政至上主義的な理念に依拠するとしながら、他方、「イスラム社会における普遍法たるイスラム法の財産規定における基本規範は『所有権』であることから、たとえそれが土地全体のほとんどを占めていたとしても、国有地として規定され、限定的なイスラム法の適用しか受けない農地は、イスラム土地法体系において特殊な、いわば例外的な土地範疇であった」(343～344ページ)と述べている。すなわち、イスラム法は、世俗法に対して土地国有制を正当化する根拠を与える一方で、国家が直接的に介入しない土地(都市不動産・村落居住地)においては、近代法概念へとそのまま姿を変えることができた「所有権」という基本規定をもっていたのである(131ページ)。私的所有権の制限の合法性をめぐる議論は、今日でも

イスラム諸国の土地改革をめぐる基本問題のひとつである。こうした点について、イスラム法理論に通じていない多くの読者に対し、分かりやすく解説する配慮がなされてもよかった。

次の慣行をめぐる問題は、著者による共同体論的アプローチ批判と密接な結びつきをもつ。本書のもっとも注目すべき結論は、一般農民保有地における私的土地所有権の確立が、従来の土地保有慣行の追認にすぎないという点にあった。しかし、そこで世俗法によって追認された慣行とは、本書で言及のある家族共同土地保有慣行や、あるいは村落共同体的規制といった慣行ではないことは明らかである。私的土地所有権という近代法概念に変身を遂げることができたのは、地域共同体の枠内で認められた限りでの、農民の自発的な土地処分という慣行であった。そして、この慣行の成文化を通じた私的土地所有権の確立のためには、それ以外の慣行は、変容あるいは廃止を余儀なくされた。本書で分析しているように、たとえば、ムハンマド・アリー期の経済的強制に組み入れられた村落共同体的規制という慣行は解体し、そして、ムシャーラカ（共同耕作）といった土地契約慣行は上から改変（互酬的關係から分益小作契約というパトロン・クライアント関係へと変換）されたのである。

本書のなかに登場する土地保有慣行は、多様であり、その構造は多層的、かつ多元的である。私的土地所有権概念として近代法的に読みなおされた農民の自由な土地処分という慣行は、そうした多層的・多元的構造の一部にすぎない。そして、この慣行の多層的・多元的構造は、農民の法意識、あるいは権利意識における重層的な構造を前提としているとも考えられないだろうか。

さて、著者は、都市と農村の間で土地に対する個人の権利意識の高さに格差はなく、イスラム法・世俗法・地方共同体の慣行の結びつき方が違うだけだ（387ページ）と述べている。ここで著者が想定しているのは、都市民と変わらない土地に対する高い権利意識をもち、契約原理に基づいて合理的な行動選択を行なうイスラム社会における農民の姿である。そして、こうした農民個人の権利意識に対

し、これを外側から制約する存在として、国家の世俗法や、それと結びついた村落共同体規制の慣行が位置づけられているように思う。

しかし他方、著者は、村方騒動の事例研究(Ⅷ章)において、所領地の農民たちに芽生えた村落共同体意識とそれに基づく村落慣行が、耕作地や居住家屋に対する既得権益という権利意識を生みだした点に言及している（554～555ページ）。この指摘は、個人の土地に対する権利意識が何らかの共同体的な帰属意識を媒介して成立していること、さらに言えば、こうした権利意識の内部における重層的な構造の存在を暗示しているように思う。そして、この重層的構造を認めるか否かは、著者の共同体論的アプローチ批判と深く関係するところである。

最後に、イスラム法と慣行との関係をめぐる問題がある。イスラム法は、こうした慣行における多層的・多元的構造と権利意識の重層構造において、どのような位置を占めているのであろうか。たとえば、農民の土地に対する高い権利意識と、自発的な土地処分慣行とは密接に結びつき、そして両者はともにイスラム法の財産規定によって支えられていると想定されているのだろうか。

本書は、近年、わが国のイスラム史研究者が試みている世界史の再解釈、すなわち、その西洋中心的な叙述の見なおしという作業の重要な成果のひとつともいえるだろう。すなわち、著者は、私的土地所有権の確立という世界史的過程を、イスラム史の視点から再解釈しようと試みたわけである。その場合、問いなおさなければならないのは、自ら「近代」を生み出す可能性をもつ「伝統」の構造であり、さらには「伝統」に自らを生みださせる「近代」の意味ではないかと思う。

(注1) 長沢栄治「中東政治・社会研究における主要な問題領域」の第6節「Ⅵ 伝統的社会構造と近代化」(51～53ページ)を参照。同編『中東 政治・社会』(地域研究シリーズ 10)アジア経済研究所 1991年 第1部 第2章に所収。

(注2) Kenneth M. Cuno, *The Pasha's Peasants: Land, Society and Economy in Lower Egypt, 1740-1858*(Cambridge: Cambridge University Press, 1992).

(東京大学東洋文化研究所助教授)